

# 市民のみなさまへ

給付金等	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金【国】	児童手当（特例給付は含まない）受給世帯に <b>対象児童1人あたり1万円を支給</b> 江田島市から児童手当を受給している方は、申請不要です。公務員は申請が必要。勤務先の給与担当者へ問い合わせてください。	社会福祉課 ☎(43)1638
		子育て世代支援臨時給付金【市】	0～17歳（子育て世代への臨時特別給付金【国】の対象者、新高校2・3年生）の児童を持つ世帯に対し、 <b>児童1人あたり1万円を支給</b>	社会福祉課 ☎(43)1638
		ひとり親家庭支援臨時給付金	児童扶養手当受給者に対し、 <b>1世帯あたり3万円を給付</b>	
		ひとり親世帯臨時特別給付金【国】	<b>1世帯5万円、第2子以降3万円を給付</b> <b>対象</b> ①6月分児童扶養手当受給者、②公的年金等を受給し児童扶養手当の全部支給停止者、③家計が急変し収入が児童扶養手当を受給している方と同水準の方	社会福祉課 ☎(43)1638
	出産した・妊娠している	妊産婦支援臨時給付金	妊産婦（4/1～5/31までに出産した人、5/31現在で妊娠届を出した人）に対し、 <b>1人あたり1万円を給付</b>	子育て支援課 ☎(42)2852
	感染・感染の疑いで無給減給	傷病手当金	国保・後期高齢者医療被保険者が、感染または感染が疑われたことで、その療養のために仕事を休んだ期間、一定の要件を満たした場合に限り支給 <b>支給期間</b> 仕事を休んで4日目から、仕事をすることができない期間 <b>支給額</b> （直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額）×2/3×支給対象となる日数	保健医療課 ☎(43)1639
	感染し、入院した	新型コロナウイルス感染症見舞金	感染し、入院した方に対し、 <b>1人あたり5万円を支給</b>	社会福祉課 ☎(43)1638
	緊急小口資金の特例貸付を受けた	生活困窮者支援臨時特別給付金	広島県社会福祉協議会が行う緊急小口資金の特例貸付を受けた方に対し、 <b>1世帯あたり3万円</b> の特別給付金を支給	社会福祉課 ☎(43)1638
融資	休業・失業等で生活資金不安	緊急小口資金 休業された方向け	<b>貸付上限額</b> 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 <b>20万円以内</b> 、その他の場合 <b>10万円以内</b> <b>据置期間</b> 1年以内 <b>償還期限</b> 2年以内	市社会福祉協議会内 くらしサポートセンター えたじま ☎(27)7770
		総合支援資金（うち生活支援費） 失業された方向け	<b>貸付上限額</b> 複数世帯 <b>月20万円以内</b> 単身世帯 <b>月15万円以内</b> <b>貸付期間</b> 原則3月以内 <b>据置期間</b> 1年以内 <b>償還期限</b> 10年以内	
減免	保険税・保険料が払えない	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免	収入が前年に比べ3割以上減少するなど、要件に該当する方は、申請により保険税・保険料が減免となります。	税務課☎(43)1636 保健医療課☎(43)1639 高齢介護課☎(43)1651
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料免除	2月以降に業務が失われた方や、相当程度の所得低下が見込まれる方は国民年金保険料の免除申請ができます。	市民生活課 ☎(43)1634

# 市民・事業者共通


猶予	納税が今は厳しい	納付猶予の特例制度	事業等の収入が減少した方で、次の要件に該当する場合は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができます。（担保提供不要・延滞金なし） <b>対象者</b> ①②のすべてに該当する納税者等 ①令和2年2月1日以降の任意の期間（1カ月以上）で、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少していること。 ②一時的に納付が困難であること。	税務課 ☎(43)1636
	水道料金・下水道使用料支払いが厳しい	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	水道料金・下水道使用料の支払いが困難な世帯・事業者を対象に支払いの猶予が受けられます。	業務課 ☎(42)3311

# 新型コロナウイルス感染症の主な支援一覧


## 市内事業者のみなさまへ

助成金・給付金等	社会保険労務士に申請書類作成を委託した	雇用調整助成金の申請補助金	雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した際の手数料などに対して、 <b>10万円を上限に対象経費の全額を補助</b> 対象 ①市内に事務所がある中小企業・個人事業主、②雇用調整助成金などの支給に必要な書類を社会保険労務士に委託、③雇用調整助成金などの支給決定を受けている、④前年度以前の滞納がない	申請は交流観光課 ☎(43)1644 広島県相談窓口 ☎082(513)2831 9:00～17:00 市商工会無料相談(要予約) ☎(42)0168 ※場所は市商工会(江田島町小用)、毎週火、10:00～16:00	
	売上が前年同月比5%以上減少	江田島市がんばる商工業等支援金	関連する融資を受けた事業者に対して、 <b>融資を受けた額の2% (年度内上限30万円) を支援</b>	交流観光課 ☎(43)1644 江田島市商工会 ☎(42)0168	
	労働者を一時休業させた	雇用調整助成金(支給要件緩和)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成 詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。	雇用調整助成金等コールセンター ☎0120(60)3999 9:00～21:00	
	子どもの世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業者を助成 詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。	学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎0120(60)3999 9:00～21:00	
	売上が前年同月比50%以上減少	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に、事業全般に広く使える給付金を支給	持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570 8:30～19:00	
	家賃等の負担を軽減	家賃支援給付金	売上が前年同月比50%以上の減少や連続する3カ月の合計で前年同期比30%以上の減少となる中小企業や個人事業主等に事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いを支援	家賃支援給付金コールセンター ☎0120(653)930 8:30～19:00	
	感染予防の取り組みを行った	小規模事業者持続化補助金	販路開拓やテレワーク導入経費などの感染予防のための取り組みを支援 売上が減少したことへの市の証明が必要	江田島市商工会 ☎(42)0168	
	融資	売上が前年同期比20%以上減少	セーフティネット保証4号認定	セーフティネット保証4号(幅広い業種で影響が生じている地域に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証)に係る認定書発行	交流観光課 ☎(43)1644
		売上が前年同期比5%以上減少	セーフティネット保証5号認定	セーフティネット保証5号(特に重大な影響が生じている業種に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する80%保証)に係る認定書発行	交流観光課 ☎(43)1644
		売上が前年同月比15%以上減少	危機関連保証認定書発行	危機関連保証(全国・全業種の事業者を対象に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証)に係る認定書発行	交流観光課 ☎(43)1644
各種セーフティネット保証を受けた場合		広島県県費預託融資制度 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・セーフティネット資金(国指定)【セーフティネット保証4号適用】 ・セーフティネット資金(国指定)【危機関連保証適用】 ・緊急経営基盤強化資金、借換資金【セーフティ保証5号適用】		広島県商工労働局経営革新課 ☎082(513)3321 融資の申し込みは各取扱金融機関	
日本政策金融公庫の融資制度		・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・衛生環境激変対策特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金融資制度(新型コロナウイルス対策マル経)		日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505 9:00～17:00	


新型コロナウイルス感染症の最新情報は  
こちらから

 江田島市公式ホームページ




 江田島市公式Facebook



 広島県公式ホームページ



 厚生労働省公式ホームページ

